

国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金の保険料が未納の状態では、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。保険料を納めるのが困難な場合は、免除制度などがありますのでご相談ください。

◎免除制度

▼**全額免除制度** 前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万4千100円）を免除

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が3分の1として計算されます。

▼**一部納付（一部免除）制度** 前年の所得に基づき、保険料の一部を免除（一部は納付）

※一部納付は3段階あり、それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（納付額3千530円・年金額は2分の1）
- 2分の1納付（納付額7千50円・年金額は3分の2）
- 4分の3納付（納付額1万580円・年金額は6分の5）

※一部納付の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の年金の額に反映されません。

また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受給できなくなる場合があります。

▼**手続に必要なもの** 年金手帳または納入通知書、印鑑、失業理由の場合は『雇用保険受給資格者証』、または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。

なお、転入などにより、所得が確認できない場合は、源泉徴収票、課税証明書の写しが必要となる場合があります。

※申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も免除制度の所得基準の範囲内である必要があります。

◎若年者納付猶予制度

20歳以上30歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い（追納）することができます。追納しなかった期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

▼**手続に必要なもの** 免除制度の書類と同じものが必要です

◎学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、専門学校（一部適用にならない学校があります）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118

万円以下（扶養親族の数により異なります）であれば申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

特例期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い（追納）することができます。追納しなかった期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

▼**手続に必要なもの** 年金手帳または納入通知書、印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書が必要です

▼**手続き場所** 国保・年金グループまたは各支所

▼**問い合わせ** 国保・年金G (☎01771)



排水設備工事指定店を追加しました

▼**指定店** (株)篠田組工業（室蘭市日の出町3丁目4-15・☎0118112）

▼**問い合わせ** 下水道G

(☎09052)

時代が変わっても、あたたかさはかわらない。

第一滝本館

ご予約・お問合せは

☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>
登別市登別温泉町5番地 info@takimotokan.co.jp

のぼりべつ...と言えば、クマ牧場



のぼりべつ 120余頭放牧中!!

クマ牧場 駐車場 完備

登別温泉ケーブル(株) TEL0143-84-2225

おかげさまで
開業50周年

登別市民限定 50周年記念特別割引

大人2,000円
(中学生以上)
小人 500円
(4歳~小学生)



「広報のぼりべつ」またはモバイルクーポンをお持ちください

有効期限/H19.8.31まで